

平成 3 0 年度

---

# 少年健全育成活動報告書

---

○少年健全育成活動の取組	P 1 ~
○不登校・いじめ対策の取組	P 3 2 ~
○資料	P 5 6 ~

江別市少年指導センター



## いじめの実態と対応

### <いじめの定義について>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

### <基本理念>

いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。【いじめ防止対策推進法第3条】

### <表10>

#### ◇ いじめの認知学校数及び認知件数

年度	区分（学校数）	認知学校数（校）	認知件数（人）
28	小学校（18）	4	4
	中学校（8）	6	17
	合計（26）	10	21
29	小学校（18）	5	30
	中学校（8）	6	35
	合計（26）	11	65
30	小学校（17）	9	339
	中学校（8）	7	97
	合計（25）	16	436

### <表11>

#### ◇ 学年別いじめ認知件数（件）

年度	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
28	1	0	0	1	0	2	4	6	9	2	17	21
29	3	2	8	7	7	3	30	16	10	9	35	65
30	28	104	61	60	39	47	339	51	35	11	97	436

<表12>

◇ いじめの態様（件） ※複数回答

年度 区分	28年度			29年度			30年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
悪口、脅し、冷やか	3	11	14	23	31	54	173	75	248
仲間外し・無視	1	3	4	0	0	0	53	12	65
軽くぶつかる、叩く	0	3	3	2	4	6	98	15	113
暴力を振るう	1	1	2	0	0	0	10	2	12
たかり・金銭要求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
持ち物隠し	0	0	0	10	2	12	31	5	36
嫌なことをさせられる	0	0	0	0	0	0	14	0	14
メール等で誹謗中傷	0	1	1	0	1	1	0	9	9
その他	0	1	1	0	0	0	1	1	2
計	5	20	25	35	38	73	380	119	499

<表13>

◇ いじめの解消状況（件）

年度 区分	28年度			29年度			30年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
解消している	4	17	21	30	35	65	265	75	340
解消に向けて取り組み中	0	0	0	0	0	0	74	22	96
計	4	17	21	30	35	65	339	97	436

<表14>

◇ いじめ発見のきっかけ（件） ※複数回答

年度 区分	28年度			29年度			30年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
担任教師が発見	0	1	1	2	2	4	5	0	5
他の教師からの情報	0	0	0	0	2	2	0	0	0
養護教諭からの情報	0	0	0	0	0	0	1	0	1
スクールカウンセラー、心の教室相談員	0	0	0	2	0	2	0	0	0
アンケートで発見	1	12	13	19	25	44	317	77	394
いじめられた児童生徒からの訴え	1	2	3	7	6	13	10	14	24
いじめられた本人の保護者からの訴え	0	2	2	2	3	5	5	4	9
他の児童生徒からの訴え	1	1	2	0	0	0	1	1	2
他の保護者からの訴え	0	0	0	2	0	2	1	1	2
地域、住民からの訴え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育センター等関係機関からの訴え	1	0	1	1	0	1	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	18	22	35	38	73	340	97	437

<表15>

◇ 学校のいじめ問題に対する日常の取り組み（件） ※複数回答

区分	年度	30年度		
		小学校	中学校	合計
①職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。		17	8	25
②いじめの問題に関する校内研修会を実施した。		16	6	22
③道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。		17	8	25
④児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。		17	8	25
⑤スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。		16	8	24
⑥教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。		14	8	22
⑦学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。		17	7	24
⑧PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。		13	5	18
⑨いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。		11	2	13
⑩インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。		15	7	22
⑪学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。		17	7	24
⑫学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。		15	6	21
計(のべ校数)		185	80	265

<表16>

◇ 平成30年度 教育相談 来庁電話相談の件数（件）

江別市少年指導センター

月	教育相談			来庁等相談			電話相談		
	いじめ	不登校	その他	いじめ	不登校	その他	いじめ	不登校	その他
4		1	2						1
5		4	4				1		2
6			5					2	1
7		3	1				1		2
8		3	1		4			3	
9		3	1		4			1	
10		2	2		5			3	
11		2	2		9	1	2		
12		5	1		3	1			
1			1		2				2
2		5	3		3			1	1
3		3				1		3	
平成30年度 総計	0	31	23	0	30	3	4	13	9
平成29年度 総計	1	25	13	0	15	0	1	10	10
増減	-1	+6	+10	0	+15	+3	+3	+3	-1

■ 教育相談：北海道スクールカウンセラーへの相談（青年センターにて実施）

■ 来庁相談：教育庁舎へ来訪しての相談

■ 電話相談：少年指導センターへの電話による相談